

かみす社協ニュース

発行 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会事務局 (神栖市溝口1746-1) TEL 0299-93-0294(代表) FAX 0299-92-8750(代表)
ホームページ <http://www.kamisushakyo.com> メールアドレス mail@kamisushakyo.com

精神保健デイケアを利用してみませんか ～安心して通える居場所～

神栖市社協では、精神障害を抱える方が様々なプログラムを通じて、「同じ空間に居られる」→「グループのメンバーに話ができる」→「共通の目的に向かって活動できる」といった社会参加へのステップアップを自分のものにしていけるよう取り組んでいます。活動はフリータイムを中心に映画鑑賞、音楽鑑賞、脳活やウォーキングなど様々ですが、興味のあるものを選んで自分のペースで通うことができるのが特徴の一つとなっています。随時、相談・見学をお受けしていますので、興味のある方はお気軽にお問合せください。

精神保健デイケアの主なプログラム

【フリータイム】



40代女性
利用歴:10年

フリータイムでは裁縫やアイロンビーズなど創作活動を自分のペースで行いながら、スタッフや他のメンバーとの会話を楽しんでいます。年に数回、製作物の販売をします。販売会に向けた作品づくりも楽しみの一つです。



自由な時間が過ごせるフリータイム



アイロンビーズで作成したコースター

【レクリエーション】



30代男性
利用歴:5年

レクリエーションでは卓球や柔らかいボールを使ってキャッチボールなどを行っています。体を動かしながらだと自然とメンバーとの会話も弾みます。



軽スポーツは人気プログラムのひとつで熱戦が繰り広げられます



精神保健デイケアについて

- 対象 精神科・心療内科に定期通院していて、主治医より参加について了解を得ている方
- 開催 神栖地区：青 空 (神栖市保健・福祉会館) 水・木・金曜日 10時～15時
波崎地区：ほのぼの (神栖市はさき福祉センター) 火曜日 10時～12時
- 費用 無料 (プログラムによって200～300円の実費負担があります)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催時間やプログラムの内容が変更となる場合があります。詳細については電話での問い合わせ、もしくは神栖市社協ホームページにてご確認ください。

問合せ先 神栖本所：0299-93-0294 (担当：川田・末) 波崎支所：0479-48-0294 (担当：乳井・野口)

白十字総合病院 広告

健診センター併設

〒314-0134 神栖市賀2148
TEL (0299) 92-3311
FAX (0299) 93-4797

予防・医療・看護、そして福祉。いつも暖かいおもてなしの心を忘れずに、笑顔で地域の皆様をお迎えします。

神栖法律事務所 広告

茨城県弁護士会所属
あんじゅう ようすけ
弁護士 安重 洋介
うつのみや りょう
弁護士 宇都宮 諒

〒314-0143 神栖市神栖1-4-10 セントラルビル103号
TEL 0299-95-9222 FAX 0299-95-9229
<http://www.kamisu-law.com/>
ご相談は平日9時から18時まで受け付けています

神栖法律事務所 検索

■かみす社協ニュースは皆様から寄せられた会費を使用して発行しています

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少、失業された方へ

■生活福祉資金の特例貸付 申込締切は令和3年6月末まで (令和3年5月26日時点)

※窓口提出の場合は最終営業日である6月30日(水)15時までに、郵送の場合は消印が6月30日(水)までのものを受け付けます。

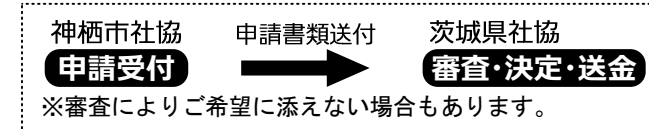
茨城県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等によって収入が減少した世帯や失業等された世帯を対象に当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付事業をおこなっています。

※特例貸付についての最新情報は茨城県社協もしくは本会のホームページを確認してください。

●緊急小口資金 (無利子・20万円以内)

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯が対象となります

<生活福祉資金の申請から決定までの流れ>



<送金について>

緊急小口資金、総合支援資金ともに、茨城県社協で書類を受理してから概ね3週間程度を予定しています。

●総合支援資金 (無利子・月額20万円以内)

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少や失業等された世帯が対象となります

【貸付上限額】	・2人以上世帯	月20万円
	・単身世帯	月15万円
【貸付期間】	原則3ヶ月以内	

●総合支援資金 (再貸付) (無利子・月額20万円以内・原則3ヶ月以内)

【貸付対象】

・既に緊急小口資金、総合支援資金の貸付が終了してもなお、新型コロナウイルスの影響による減収や休業、失業等により、現在生活困窮状況にあること。

■住居確保給付金

住居確保給付金は離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方へ一定期間(原則3ヶ月)家賃相当額(単身世帯上限34,000円～5人世帯上限44,000円)を支給(神栖市から不動産業者などの口座へ直接振込)すると同時に、神栖市社協(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住居および就労機会の確保に向けて支援します。 ※住居確保給付金の最終審査は神栖市福祉事務所が行います。

住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3ヶ月間に限り再支給することができます。再支給の申請期間は令和3年6月末までとなります。

★主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄
離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか?	はい □
世帯全体の月の収入と金融資産が右記の金額以下ですか? ※給与収入の場合、社会保険料等が天引きされる前の事業主が支給する総支給額(交通費支給額は除く)となります。世帯にお子さんがいる場合は、児童手当、児童扶養手当など世帯収入に含まれます。	はい □
	(神栖市の場合)
収入基準額(月額)	単身世帯 112,000円 2人世帯 156,000円 3人世帯 184,000円
金融資産(上限)	468,000円 690,000円 840,000円
上記の状態になる前に世帯生計を主として維持していましたか? (申請は生計中心者が減収していることが必要です)	はい □
求職活動は行っていますか? (支給決定後、毎月1回求職活動状況報告書の提出が必要となります)	はい □

・感染症拡大防止のため、申請書類は郵送での受け付けとなります。記入方法がわからないなど、窓口での申請を希望される場合は、必ず予約の連絡をお願いします(対応は9時～15時、土・日・祝日を除く)。

■問合せ・申請窓口：神栖市社協 神栖本所(溝口1746-1 保健・福祉会館2階) 電話 0299-93-0294

広告 地域のかかりつけ医としてみなさまの笑顔と健康を支えます。

整形外科・内科
精神科・心療内科

もの忘れ・認知症外来・児童精神
認知症リハビリテーション
各種メンタルケアのご相談

児玉医院

〒314-0127 神栖市木崎2406-261
TEL(0299)93-1177
URL <http://kodama.clinic>

広告

SANSEISYA

印刷・製本・制作デザイン etc

有限会社鹿島三星社
〒314-0143 茨城県神栖市神栖2-2-3
TEL: 0299-92-5950 FAX: 0299-92-5941